

# 事故等防止のために！！

1. 使用前に銃を点検し、機能の健全なものを使用すること。
2. 使用する銃と獲物とに適合する実包や弾丸を選定すること。
3. 他人の銃を使用しないこと。
4. 酒気を帯びて銃を手にしらないこと。
5. 装てんしていない時でも、銃口を人畜、建物、車、船など危険の生じる恐れのある方向に向けないこと。
6. 発射の必要性の起こる直前までは実包をこめないこと。
7. 銃に安全装置をかけたといっても安心しないこと。
8. 水平撃ちは絶対しないこと。
9. 銃による事故が発生しています。銃猟にあたっては、必ず矢先の安全確認をしてください。また、住居が集合している地域（発射地点の周囲半径200メートル以内）、人、建物、自動車など弾丸が到達するおそれのある方向への銃猟も禁止されています。（法第38条）。
10. 発射の必要がなくなれば残弾を抜き取ること。
11. 発射する時など必要のある場合以外、みだりに引きがねに手を触れないこと。
12. 危険な銃の扱い方をしている人には誰であっても注意し、注意されたらすぐに改めること。
13. たき火やたばこの吸い殻で山火事を起こさないよう注意すること。
14. 林業等作業者に対する誤射等の事故防止のため、国有林野等において狩猟を行う場合は、兵庫森林管理署に入林届の提出が必要です。  
（詳しくは「**国有林からのお願い**」を参照してください。）
15. 狩猟の際には、オレンジ色等よく目立つ帽子とベストを着用すること。  
迷彩服等周りと区別しにくい服装は厳禁。
16. 猟犬による事故が発生しています。猟犬を放す際は、①安全確保できる人員の配置、②獲物を嗅ぎつけてから放すこと、③噛みつき癖のある猟犬は使用しないことを徹底してください。
17. 全ての飼い犬は【犬の登録】と【毎年の狂犬病ワクチン接種】が狂犬病予防法により義務づけられています。（照会先）市役所または町役場
18. わな猟も含め、地域住民や入山者等へは充分配慮を行ってください。
19. もし事故が起こった場合は、直ちに①警察、②市町・県農林（水産）振興事務所に連絡してください。